

## 平成27年第3回波佐見町議会定例会会議録

平成27年第3回波佐見町議会定例会（第16日目）は、平成27年9月25日本町役場議場に召集された。

### 1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	10番	松添一道
11番	大久保進	13番	松尾幸光
14番	川田保則		

### 2. 欠席議員は次のとおりである。

8番	太田一彦	9番	松尾道代
12番	中村與弘		

### 3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長 山田清 書記 樋口晶子

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	企画財政課長	楠本和弘
税務課長	岳邊忠彦	住民福祉課長	山口博道
健康推進課長	河野政幸	農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長義之
建設課長	吉田耕治	水道課長	堀池浩
会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子	教育長	岩永聖哉
教育次長	平野英延	給食センター所長	中村和彦
総務課行政担当係長	林田孝行	総務課電算情報係長	中村謙一

5. 議事日程は次のとおりである。

- |       |         |                                      |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第1  | 提案要旨の説明 |                                      |
| 日程第2  | 議案第62号  | 平成26年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 日程第3  | 議案第63号  | 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 日程第4  | 議案第64号  | 平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 日程第5  | 議案第65号  | 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 日程第6  | 議案第66号  | 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 日程第7  | 議案第67号  | 平成26年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 日程第8  | 議案第68号  | 平成26年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について   |
| 日程第9  | 議案第69号  | 平成26年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
|       |         | (以上8件 決算特別委員長報告)                     |
| 日程第10 | 議案第56号  | 波佐見町特定個人情報保護条例                       |
| 日程第11 | 議案第57号  | 波佐見町景観条例                             |
| 日程第12 | 議案第58号  | 波佐見町情報公開条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第13 | 議案第59号  | 波佐見町個人情報保護条例の一部を改正する条例               |
| 日程第14 | 議案第60号  | 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例             |
| 日程第15 | 議案第61号  | 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例                |
| 日程第16 | 議案第70号  | 教育委員会委員の任命について                       |
| 日程第17 | 議案第71号  | 財産の取得について                            |
| 日程第18 | 諮問第1号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                     |

日程第19 報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率  
の報告について

日程第20 閉会中の継続調査申出について  
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

---

午前10時 開議

○議長（川田保則君）

起立願います。おはようございます。ただいまから平成27年第3回波佐見町議会定例会第16日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

#### 日程第1 提案要旨の説明

○議長（川田保則君）

日程第1. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。追加議案の説明をいたします。

本定例議会に議案1件を追加提案させていただきましたので、その要旨について御説明申し上げます。

議案第71号 財産の取得については、（仮称）歴史文化交流館用土地建物購入費を一般会計補正予算第1号により計上させていただいておりましたが、このたび土地・建物購入のための仮契約の締結を行いましたので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については議案審議の折に説明いたしますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

#### 日程第2～9 議案第62号～議案第69号

○議長（川田保則君）

日程第2. 議案第62号 平成26年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程

第9. 議案第69号 平成26年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件を一括議題とします。

以上の8件については、委託しておりました決算特別委員会の審査報告書の提出がありますので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長。

**○決算特別委員長（松尾幸光君）**

おはようございます。ただいま一括議題となりました議案第62号 平成26年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第69号 平成26年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

9月15日の本会議において決算特別委員会に付託され、9月17日、18日の2日間で、町長をはじめ、町執行部、教育委員会及び農業委員会の各管理職員及び代表監査委員の出席を求め、決算特別委員会を開き、慎重に多くの議論を重ね審査を行ってまいりました。

議員各位も御承知のとおり、最近では財政規模及び事業が増大してきております。それだけに決算審査に当たられた審査委員各位も大変な御苦労だと存じます。

審査の結果、議案第62号から議案第67号までは認定、議案第68号及び議案第69号につきましては原案可決及び認定することに決定いたしました。

なお、審査経過及び質疑の内容につきましては、議長及び議員選出の監査委員を除く12名の委員で構成される委員会の審査であり、各委員とも、その内容は十分承知しておられますので省略をさせていただきます。

以上、報告いたします。

**○議長（川田保則君）**

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第62号 平成26年度波佐見町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第67号 平成26年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告は、6件とも全て認定であります。

本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第62号から議案第67号までの6件は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第68号 平成26年度波佐見町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び議案第69号 平成26年度波佐見町工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての2件を採決します。

本案に対する委員長報告は、2件とも原案可決及び認定であります。

本案は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第68号及び議案第69号の2件は委員長報告のとおり原案可決及び認定することに決定しました。

**日程第10 議案第56号**

**○議長（川田保則君）**

日程第10. 議案第56号 波佐見町特定個人情報保護条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（村川浩記君）**

議案第56号 波佐見町特定個人情報保護条例について説明をいたします。

波佐見町特定個人情報保護条例。

波佐見町特定個人情報保護条例を別紙のとおり制定する。平成27年9月10日提出。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴い、特定個人情報の厳格な保護措置を講ずるため本条例を制定するものでございます。

あけて1ページをお願いいたします。

波佐見町特定個人情報保護条例は、目次にありますとおり、第1章、総則から第4章の雑則まで第42条にわたって構成をされております。それぞれ主要な内容について各条文を説明をいたします。

第1条、目的でございます。この条例は波佐見町における特定個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに町が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、もって特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いを図ることを目的としております。

第2条、定義でございます。定義は、第1号から第6号までの項目について定義がなされておりますが、まず1番目の実施機関、これにつきましては、この条例上、頻繁に出てまいりますので説明をいたしますと、実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、それから議会、これを実施機関と言っております。それから、第3号でございます。特定個人情報、いわゆる番号法、マイナンバーに係ります番号法でございますが、その第2条第8項に規定する特定個人情報でありまして、個人番号をその内容に含む情報ということで定義をされております。

2ページをお願いします。

第2章、特定個人情報の取り扱い、第3条、特定個人情報の収集等の制限。実施機関は、番号法第19条各号は、1号から14号まで規定をなされておりますが、その規定に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、または保管してはならないという規定であります。何人も個人が特定個人情報を提供する場合の規定が番号法の規定に示されておりますので、それに該当しない場合には収集・保管ができないということになっております。

第4条、特定個人情報保有の制限等でございます。実施機関は、特定個人情報を保有するに当たっては、番号法または条例の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、その利用目的をできる限り特定しなければならない。それから第2項におきましては、必要な範囲を超えて特定個人情報を保有してはならないという制限の規定でございます。

第5条、利用目的の明示。実施機関は、本人から特定個人情報を取得するときは、次に掲

げる場合を除き、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。この情報は何に使用しますよという、その目的を必ず相手方に明示しなければならないということになっておりまして、以下の1号から4号は明示しなくてもよい除外規定が規定されております。

あけまして3ページ、第6条には正確性の確保、第7条には安全確保の措置ということで実施機関が講ずべき正確性の確保と安全の確保に関する措置の規定がなされております。

それから、第8条、従事者の義務でございます。従事者とは、特定個人情報の取り扱いに従事する実施機関の職員、いわゆる町の職員になると思いますが、もしくは職員であった者、あった者ですから職員を退職した者も対象となりますけれども、知り得た特定個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。情報漏洩等の対策の義務でございます。

第9条、保有特定個人情報の利用の制限でございますが、実施機関は利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならないということ。それから第2項には、その除外規定が規定をされています。

それから、第10条、特定個人情報の提供の制限。ここからは提供に関する制限でございます。先ほど番号法の19条1号から14号までに基づく規定がございますけれども、それに該当する場合を除き情報の提供をしてはならないということになっております。この規定は、当然、番号法にも第9条に規定をされておまして、それと同様の規定となっております。

それから、4ページでございます。

第11条。ここからは情報の開示についての規定でございます。まず第11条、開示の請求権でございます。何人ともいう表現になっておりますので、誰でも自分の情報を開示請求することができるということになっております。それから第2項では、請求できる場合が、本人にかわって代理で請求する場合の規定が定められております。

第12条、開示請求の手續。開示の請求に当たりましては、必ず書面で実施機関に提出をして請求しなければならないという規定。それから、2項には、請求するに当たりましては、規則で定めるところによって必要な手續をとらなければならないことの規定でございます。

それから、第13条、保有特定個人情報の開示義務です。実施機関は開示請求があったときは開示をしなければならないという規定がございますけれども、ただし次の8号に該当する場合は除かれます。これは、次の8号は、細かく説明はいたしませんけれども、内容そのものは、開示することにより障害が発生をしたり、あるいは本人の利益に反するような場合な

ど、そういった場合には開示しなくてもよいという規定になっております。

続いて、第6ページをお願いいたします。

第14条、部分開示でございます。実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に不開示情報が含まれている場合においては、そういった不開示情報を除いた部分で開示をしなければならないという規定でございます。不開示情報につきましては、前条、第13条の第2号に規定をされておりますけれども、いわゆる本人の情報に加えて第三者の情報が入っている場合については、第三者の情報を除いた部分で開示をしなければならないということになっております。

ただし、第15条におきましては裁量的開示というのがございまして、不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利、利益を保護するため、特に必要があると認めるときには請求者に対して特定個人情報を開示できるという規定もございます。

それから、7ページでございます。

第16条、保有特定個人情報の存否に関する情報。ここは、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになる場合については、請求を受け入れないことができるということになっております。その特定個人情報があるかないかを知らせることで、もう情報開示になってしまうというような場合については、開示の請求そのものを受け入れないということになっております。

それから、第17条でございます。開示請求に対する措置。実施機関は特定個人情報の全部または一部を開示するときには、開示は、開示決定通知、不開示の場合は不開示の決定通知を文書で通知しなければならないというものの規定でございます。

それから、第18条、開示決定等の期限。開示請求があった日から15日以内に開示の決定をしなければならないということになっております。第2項では、15日の規定にかかわらず、事務処理上の困難、その他、正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができるということでございますので、1項と2項を合わせまして45日間が開示の決定期限ということになっております。

ただし、第19条におきましては、開示決定等の期限の特例が設けられておりまして、保有特定個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内に、その全てについて開示決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、45日にかかわらず15日以内に、その理由と期限、これは相当な理由と相当な期限という



表現になっておりますが、期限を通知をして延長する特例も設けられております。

第20条でございます。ページは8ページです。第三者に対する意見書提出の機会の付与でございますが、ここにつきましては、前に出てきました第15条で裁量的開示で不開示情報が含まれる場合等の対応措置でございます。第三者の不利益を発生させないということで、第三者の情報を開示するに当たっては、第三者に対して、その意見書を提出する機会を与えることができるという規定でございます。これは、いわゆる第三者の不利益を発生させないための措置を講じているところでございます。

それから、9ページでございます。

開示の実施。保有特定個人情報の開示は、開示の当該保有特定個人情報が文書または図面に記録されているときは、閲覧または写しの交付により、電磁的記録に記録されているときには規則で定める方法により行うとなっております。開示をするときの方法についての規定が21条で規定をされております。

それから、第22条、手数料等でございます。保有特定個人情報の開示に係る手数料は無料でございます。ただし、2項には開示請求者が写しの交付または送付による個人情報の開示を求めたときは、当該写しの作成または送付に要する費用は、規則で定めるところにより開示請求者が負担をするということになっております。

続いて、第2節以降になりますが、第2節の訂正、それから、ページをめくりまして11ページからは第3節、利用の停止の規定が設けられておりますけれども、この部分につきましては、ただいま開示の部分で説明をいたしました項目とほぼ同じ項目、いわゆる訂正と利用停止の請求権に関する事、それから訂正と利用停止の申請に関する事、それから訂正と利用停止の措置に関する事、また、期限と期限の特例の同様の規定をされておりますので、内容については割愛をいたします。それぞれ開示の段階で、開示の項目で説明をいたしました項目とほぼ同じ内容といたしますか趣旨の規定がなされております。

ページは飛びまして、13ページをお願いいたします。

第4節、不服申し立てについてでございますが、本日、議案の修正をお願いをいたしておりましたけれども、第36条につきましては、審議会となっておりますけれども審査会の誤りでございます、審査会への諮問の規定があり、開示決定と訂正決定等、または利用停止決定等について、行政不服審査法による不服申し立てがあったときについては、その申し立てに対する裁決または決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き

波佐見町個人情報保護審査会に諮問しなければならないということをごさいます、不服申し立てがあった場合については必ずこの審査会に諮問をして審査をしていただくということの規定をごさいます。この審査会の規定につきましては、波佐見町個人情報保護条例の中に審査会の規定がありますので、それを準用することとしております。

それから、第37条、第38条につきましては、諮問をした際の事務手続についての規定が37条、38条に規定がされております。

それから15ページ、第4章、雑則でございますが、第39条には適用除外に関すること、それから第40条には開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等に当たって、正規請求者に対する配慮すべきことについての規定がなされております。

それから、第41条は、苦情処理についての規定でございます。

また、第42条では、条例の施行に関し、必要な事項については規則で定めるということで規則に委任をされております。

附則といたしまして、この条例は番号法の施行の日から施行する。施行の日は平成27年10月5日となっております。

以上、波佐見町特定個人情報保護条例の内容についての説明を終わります。よろしく御審議方をお願いいたします。

#### ○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

藤川議員。

#### ○6番（藤川法男君）

概略の御説明をいただきました。まだスタートもしておりませんので、ただ、この前回覧板でずっと回ってきたような感じで、一応皆さんも見ていると思いますけれども、概略のスケジュールをですね、わかった分で結構です。

そして、将来的にでしようけれども、今回は社会保障関係の企業も、そういう保険関係が始まると思いますけれども、将来的には罰則あたりがどういうふうになっているのか。それと、やっぱり心配するのは、ひとり暮らしの高齢者の方とかですね。15歳以上の方は学校関係でいろいろな教育、説明があると思いますけれども、やはりひとり暮らしの高齢者の方々の番号漏洩とか、本当に将来的に気になるものですから、そういうところの対応とかをどういうふうにごさいますのか、御説明をお願いします。

○議長（川田保則君）

電算情報係長。

○総務課電算情報係長（中村謙一君）

まず、マイナンバーに関するスケジュールでございますけれども、まず10月5日にマイナンバー法が施行されまして、その時点で全国の国民の皆様、つまり住民の皆様は個人番号が付与されます。決定をされます。これをもって、まず通知カードというものが皆様の家に簡易郵便をもって届きます。これがまず、10月から11月にかけて届くということでされております。その後、1月1日からマイナンバー法の利用が始まりまして、いよいよ1月からこのマイナンバーを使った事務が開始されるということになります。これをもって住民の皆様は個人番号を使って各種行政の手続を行うというふうになります。

その後、平成29年7月から情報提供ネットワークというネットワークを介しまして行政機関同士をネットワークで結び、行政機関同士で個人番号の連携がされるようになります。これをもって特定個人情報の連携がされますので、住民の皆様にとっては一つの手続を行うときに行政機関を回っていたものを、一つの行政機関で手続が簡略化されるというようなことが行われるとなっております。

加えて、平成29年7月にはマイナポータルというポータル制度が開設されまして、個人の方がそれぞれ自分のマイナンバーがどういった事務で行政機関で使われているのかというようなことを自分自身が確認できるようなサービス措置が検討されているところでございます。

次に、罰則規定については、非常に厳格な規定が番号法で設けられておりまして、最大で4年以下の懲役または200万円以下の罰金ということで定められております。かつ、その後、罰則後と申しますか、従来の個人情報保護法においては最大で2年以下の懲役または100万円以下の罰金となっていましたので、非常に厳格な罰則措置が設けられるということでございます。

次に、番号漏洩の対応についてですけれども、番号漏洩については、役場においては非常に厳格な対応をとることを予定しておりまして、例えば個人情報が入った書類関係については、必ず厳重な、例えば鍵付きの棚にしまい込んで、必ず人目につかないような保管をするとか、もしくはネットワークについてはインターネットでつながらないパソコンで個人番号を管理しますので、先日の日本年金機構のような、いわゆる年金情報事件、あのような事件というのは、技術的には起こらないということを申し上げたいと思っております。

最後の、老人の方への対応については、今後、要検討ということで行っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

補足的に説明をいたしますけれども、罰則規定については条例の規定にはいたしておりません。というのは、番号法の第67条のほうに、ただいま説明いたしました罰則規定、4年以下の懲役、200万円以下の罰金、その規定がございますので、そちらを適用するということになります。

それから、高齢者等への配慮の件につきましては、国から示された、そういった具体的な指針とか、そういったものがなかなかそこまで至ってないというのがございまして、恐らく10月の5日以降に番号が各個人に通知をされれば、高齢者の方は、これは何だろうというふうなことも、そういう疑念を抱かれるような方も多んじゃないかと思っておりますけれども、そういった方たちにも配慮しながら、できるだけわかりやすいようにということで広報等でも周知はいたしておりますけれども、それでもなかなか難しいところがあると思います。そういったことについては、今後、もっとさらにわかりやすいような方法がとれないか、あるいは、このカードをどがんしておけばよいかとか、そういったことについてはできるだけお知らせをしながら、わかりやすいような方法をとっていきたいというふうに思っています。

○議長（川田保則君）

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

これから国のほうからもいろんなサポート的なことで通知は来ると思いますが、今ちょっとおっしゃった、自分自身の確認をどういうふうにするかですよ。どういうふうな確認の方法があるんでしょうか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

自分自身の確認っていいますと、窓口に来られたときの本人確認という趣旨でしょうか。

○6番（藤川法男君）

いや、例えば、その情報を誰かが正式にとったというふうな、全体的な、自分の情報がどういうふうになったかということの確認ってことです。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆる自分の情報が第三者に行っていないかとか、そういう部分の確認ですか。その部分については、恐らく……。

○議長（川田保則君）

電算情報係長。

○総務課電算情報係長（中村謙一君）

先ほどの、御本人が自分の番号がどのような形で行政機関で使われたかということで、マイナポータルという表現で説明いたしましたが、このマイナポータルというのが何かといいますと、御自分の個人番号をIDといたしまして、インターネット、いわゆる国の専用サイトですけれども、こちらのほうにログインをします。このログインというのが、例えば御自宅のパソコンであったりとか、あるいは自分のスマートフォンで結構なんですけれども、このスマートフォンで総務省の専用サイトへ自分の個人番号をもってログインをします。それをするので、現在もしくは今までに自分の特定個人情報、個人番号がどの行政機関でどういった例えば処理で使われていたかというものを確認することができますので、スマートフォン等で確認できるということでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

今のマイナンバーは、今後、国としてやっていかれるというようなことですが、マイナンバーは決まっても、申請をして初めて自分の番号になるんだというようなことも聞きましたけれども、申請をするに当たって、今、スマートフォンとかインターネットとかというような話もありますが、やはり、こういうことは若い人にはよくわかるわけですが、これをどういうところに個人にメリットとかデメリットとかいろいろあると思うんですよね。何でこれをしたかという原点があると思うんですよ。そういうところも、やはり町民の人たちに、

なかなか難しいような考え方になってしまいますので、そこら辺の情報の開示をどういうふうにしていかれるか、我々にもよくまだはつきりとはわかりませんので。

**○議長（川田保則君）**

総務課長。

**○総務課長（村川浩記君）**

今、申請をしないと番号が付与されないということをおっしゃいましたけれども、それはちょっと間違いでありまして、個人の番号は国のほうから強制で番号が付与されます。それがもう10月の5日から始まるということです。ですから、申請をしてもらうのはマイナンバーカードのほうですね。カードについては、10月から付与される番号については番号だけの通知が紙媒体で付与されるんですけども、その付与された番号に基づいて、今度はカード、カードについては個人の写真とか、そういったものも含まれる情報になるんですけども、そのカードについては別に申請をしないと交付されないということになっております。

それから、マイナンバーのカード、制度の利点、メリットとデメリットの件につきましてですけども、当然、番号を付与されたことによって年金の情報とか、その他、今後は医療の情報とか、そういったものにも利便性を図られるというふうなことになっておりますけれども、いわゆる少し手間が省けるようなところ、例えば申請主義でいろいろな届けを出す際に、今までは所得証明書をつけなければいけなかったんですけども、そういったものはもう要りませんよとかですね。そういった横の連携、行政機関の中でのよそとの連携、あるいはほかの団体、地方公共団体との横の連携がとれるというふうなことで便利になる部分が出てきます。

それから、デメリットを言っているのかどうかわかりませんが、そういった部分も幾らかあるとは思いますが、総じて、考え方としては、住民の、国民のメリットを尊重する、メリットを重視して施行していくというふうなことの考え方になっております。

**○議長（川田保則君）**

松添議員。

**○10番（松添一道君）**

このナンバーカードは来年の1月から本人に受け渡しができるわけですけども、そのときの本人の確認、これが一番大事じゃなかろうかと思うんですけども。そして、このナンバーカードのシステムは専用になるのか、ほかと共同になるのか、その辺を教えてください。

○議長（川田保則君）

電算情報係長。

○総務課電算情報係長（中村謙一君）

まず、窓口における本人確認でございますけれども、冒頭申し上げた通知カードが10月に発送されるという説明をいたしました。この通知カードを例えば手に持っていただいて役所等に申請等に来られたとき、通知カードだけでは本人確認はできませんので、通知カードと御本人を証明できる運転免許証とか、そういった顔写真つきの証明書を持っていただいて2点ワンセットで本人確認を行うというふうな形になります。

一方で、来年1月から発行されるマイナンバーカードについては、このマイナンバーカードには顔写真が印字されますので、その顔写真と御本人さんの顔を照合してマイナンバーカード1枚で御本人さんを特定できる、照合できるというようなシステムをとっております。

あと、ほかのシステムへの利用、転用でございますけれども、まず、現在使っている住民基本台帳カード、住基カードについては本年の12月末をもって廃止となります。これがマイナンバーカードにかわるというふうになります。ですので、マイナンバーカードと住基カードを両方持つということはありませんというふうになります。

次に、その他への利用でございますが、これについては、現在、国のほうも、今後、マイナンバー制度をどのような形で利用しようかということは検討段階でありまして、例として挙げるならば、例えば健康保険証をマイナンバーカードにしようとか、あるいは図書館のカードをマイナンバーカードにしようとか、そういった形で今後の利用拡大というものは、国を含めて自治体においても検討段階ということでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それから、利用に当たっての、いわゆるシステムの問題でございますけれども、今回の補正の予算にも計上いたしましたけれども、今後はこういった特定個人情報を扱うシステムの端末機については、通常の例えばネットにつながっているパソコン等々では使えないような、専用の端末機での運用ということになっております。

○議長（川田保則君）

電算情報係長。

○総務課電算情報係長（中村謙一君）

補足説明ですけれども、本人確認において、代理人が本人になりかわって申請を行うときの本人確認はどうなるかということですのでけれども、この場合は、いわゆる本人さんを証明するものは、当然、マイナンバーカードであったりとか通知カードプラス運転免許証となりますけれども、それプラス代理人さんを証明するために当然委任状が要るわけです。委任状と、そして代理人さんのマイナンバーカード、もしくは通知カードプラス運転免許証ということになりますので、代理人さんにおいても本人さんと同様の、いわゆる本人確認証明書が必要になるということでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

済みません、ちょっと一つお尋ねいたします。

このマイナンバーカードがつくられたときに顔写真もつけられるということでしたが、結局、やっぱり1回撮ったら有効期限というか、そこあたりのところは現在どうなっているのでしょうか。

○議長（川田保則君）

電算情報係長。

○総務課電算情報係長（中村謙一君）

現在、政府のほうが検討しているのは、個人番号カード、マイナンバーカードですね、有効期限5年ということにしておりますので、5年たてば必然的に撮り直す必要があるということでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

まだ始まってみらんとよおわからんところもあるでしょうが、マイナンバー制度は国の施策ですから、それを粛々とやっていくしかないのかなということですが、ただ、先ほどの説



明の中で各省庁で回りよったとを一元化して簡略できるだろうという話もありましたが、ただ、波佐見町で考えんばいかんとは、例えば、それに従って、今、各課で受付、いろんな申請を各課行っていますよね。国保であったり児童手当であったり。ということになれば、カードの性質上、どういう方向に進むのかといえ、やっぱり庁内の受け付け業務の一元化もやっぱりあわせていかんと、このカードの有効利用はでけんだらうと思うんですが、そういう庁舎内での受け付け窓口の一元化なんていうのは、まだお考えになっていないんですか。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

若干、条例の審議の枠を超えているような感じもいたしますけれども、いわゆる総合窓口のことをおっしゃってるんだらうと思います。総合窓口については、全く研究をしてないということではありません。少しだけ研究をしたこともありましたけれども、これにつきましては、いわゆる庁舎の構造といいますか、各課の配置等々にもかなり影響する部分がございますので、現段階では現実的な検討といいますか、そこまでは至っておりません。ただし、庁舎の改築等が今後予定をされるということでもありますので、そういった部分については、それとあわせて、トータル的に研究をしていくべきものだらうと考えております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号 波佐見町特定個人情報保護条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

## 日程第11 議案第57号

### ○議長（川田保則君）

日程第11. 議案第57号 波佐見町景観条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

建設課長。

### ○建設課長（吉田耕治君）

それでは、議案第57号 波佐見町景観条例について説明申し上げます。

議案第57号 波佐見町景観条例。波佐見町景観条例を別紙のとおり制定する。

提案理由でございます。景観法、第8条第1項の規定に基づき、景観計画における行為の制限等について定めるため本条例を制定するものでございます。

別紙をお願いします。

まず、条例の本文の説明の前に、景観計画についてちょっと触れさせていただきたいと思っております。

まず、景観計画の目的は、重要な景観の要素を後世に残すために、町民、事業者、行政がその魅力に気づき、共同で守り育てることが必要であるという点を踏まえ、波佐見町景観計画を策定し、あわせて波佐見町景観条例を制定するものでございます。

景観計画は、景観法第8条という国の法律によって策定され、各自治体独自の計画を定めることができます。また、長崎県が策定した長崎県美しい景観形成計画との整合、調整を図りつつ、波佐見町らしい景観の持つ意味や価値を認識することが重要になります。

波佐見町では、平成24年4月から景観行政団体となり、平成25年、26年において波佐見町景観計画策定業務を委託して、庁内検討会議4回、景観検討委員会3回を開催するなどして景観計画の案を策定してきたところでございます。

また、本年7月に、波佐見町都市計画審議会に諮問いたしまして、答申をいただきまして、8月6日に景観計画を策定した旨の告示をしたところでございます。

県内の状況ですが、21市町村のうち景観行政団体に16団体が移行し、景観計画策定12団体、条例を施行している11団体と長崎県というふうなことでございます。

景観とは、一般的に風景とか見た目の印象というふうに捉えておりますけれども、それに加えて、景観計画での景観とは、生活、歴史文化、自然といったさまざまな景観資源全体を

捉えたものです。

波佐見町の景観には、自然的景観、窯業の景観、歴史的景観、まち並み景観、眺望景観がございますけれども、景観計画ではやきものと農業の営みを未来につなぐ景観づくりを基本理念としまして、歴史ある波佐見焼きと棚田や茶畑などのなりわいの風景を生かした波佐見らしい景観、まちづくりを目指して、波佐見の景観を知り、考える、デザインする、売り込む、堪能するを基本方針としております。

景観計画区域は、波佐見町全域を一般景観区域としております。町全体を区域と定め、緩やかなルール設定により広域的な観点での景観誘導を図ります。今後、町や住民などの協議によりまして重点景観計画区域を指定する場合もあり、今回の計画の中で重点的に景観形成を進める候補地として、重点景観計画区域案に宿郷、西の原、鬼木棚田、陶郷中尾山の4地区を検討してきました。

波佐見らしいすぐれた景観を守り育てていくために、町全域において景観に大きな影響を与える可能性の大きい大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転、または外観の変更を行う場合には事前に届け出が必要となります。景観形成方針と行為の制限に合致したものとすることが求められています。

ほとんどが長崎県の基準と同じですが、本町においては対象となる規模の高さ要件や面積要件を、町の現状に合わせて景観に影響を与えないように設定をいたしました。色彩の基準は、マンセル値、日本工業規格でございますけれども、この色を数値化したもの等を使用しております。

景観形成の推進体制につきましては、良好な景観形成を図るため、さまざまな関係者が参加し、波佐見町の景観を考える協議を行う場として、波佐見町景観条例に基づく波佐見町景観審議会を設置し、町民の皆さんや事業者の皆さんとともに景観行政を推進していきたいと思っております。必要に応じて、長崎県の美しい景観形成アドバイザーの派遣をお願いできればというふうに思っております。

それでは、波佐見町景観条例のほうに移らせていただきます。

まず、景観法では必要最小限の条項が定めてあり、それ以外には各自治体独自で定めることができるように柔軟な法制度となっております。

第1章から第6章と附則という構成です。

まず、第1章は、目的、定義、町の責務、町民等及び事業者の責務を定めております。

第2章は、景観計画についてですが、策定した後、変更する際に、波佐見町景観審議会に諮ることを定めています。また、重点景観区域について今後指定することを見越し、区域や行為の制限などを定めることができるようにしています。

第3章は、行為の届け出等についてです。届け出対象行為として、景観法に位置づけている建築物、工作物、開発行為以外については自治体で独自に設定できるため、条例で定める必要があります。また、届け出対象規模については施行規則にて定める予定です。

第9条の届け出を要しない行為として条例の最後に別表を記載しておりますが、これは逆説的に書いており、届け出対象行為の表を示しながら、これに該当しない行為が届け出対象外の行為であるということにしております。

第10条は、特定届け出対象行為を位置づけることで、建築物や工作物の形態やデザイン、色彩に限っては変更命令を行うことができます。高さについては、重要区域などの指定により定めることができるために対象となっております。景観法第17条第1項に基づく変更命令等の対象とする行為は、法第16条第1項及び第2項、参考資料をちょっとつけておりますが、その文言になります。届け出対象行為となります。

また、第11条に事前協議として届け出の前に行うことを定めています。

第12条から、勧告、命令、公表等について定めています。まず、届け出対象の建築物や開発行為を計画した後、届け出対象規模に該当する場合、町の窓口にて事前相談、協議を行います。その後、必要書類を提出し、正式に届け出となりますが、これは建築や開発に着手する30日前までに行う必要がございます。届け出を受理してから景観形成基準に沿って適合するかどうか審査します。適合する場合には適合通知を出して、届け出者は行為に着手することができます。これは、すんなりと審査が終わった場合は30日を待たず適合通知を出します。不適合だった場合は再協議を行い、書類を変更して提出してもらうことになります。

通常はここまでの流れで終わることが多いようですが、もし再協議に従わない場合など必要があると認められるときは、審議会の意見を聞いて勧告を行い、勧告に従わない場合は最終的に不適合の内容や氏名を公表することになります。

第4章は、景観重要建造物及び景観重要樹木についてで、指定及び管理基準を定めています。

第5章は、波佐見町景観審議会についてですが、第19条に景観審議会の設置、第20条で委員の数は10名以内をもって組織し、任期は2年となっております。

第6章は雑則で、委任事項を定めています。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は公布の日から施行するとしています。これは、審議会を先に設けて、委員さんの公募等も考えておりますので、その期間をとりたいというふうに考えております。

それでは、別表第9条関係と参考資料の届け出対象行為の解説のほうに移らせていただきます。

6ページ、まず、別表第9条関係で、ア、区域等でございますけれども、景観計画区域といたしまして重点景観計画区域を除くとなっておりますが、これはまだ今のところございません。ですから、波佐見町全域を景観計画区域ということでございます。イ、行為、それから、ウ、規模でございます。建築物の建築等でございますけれども、規模が、高さが13メートル、都市計画区域外は10メートルを超える建築物、または延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物。ここで言います、例えばの話でございますけれども、昨年、鹿山団地A、B棟をつくりましたけれども、これが高さが12.3メートルあります。で、延べ面積が約1,900平方メートルございますので、こういったものについては届け出の対象となるということでございます。また、長崎県の場合は、先ほど高さが13メートルと私言いましたけれども、県の場合は15メートルで、波佐見町の都市計画区域外が10メートルが13メートルというような格好になっております。

それから、下の工作物の建設等でございますけれども、塔状工作物類、遊戯施設類、この文言につきましては、例として先ほどの解説の中に詳しく表記をしておりますので、その分を一緒にごらんいただければと思います。高さが10メートル以上のもの、ただし電柱を除く。この場合、県の場合は15メートルになっております。

続きまして、7ページです。

製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫等でございます。高さが10メートル以上のもの、または築造面積1,000平方メートル以上のものがございます。

次に、垣、柵、塀類、高さが3メートル以上のものがございます。通常、工事等で架設をする場合があるかと思いますが、こういったものにつきましては対象外というふうになります。

農業用施設等、高さが5メートル以上のもの、または設置面積が100平方メートル以上のもの。ただし、施設園芸用ハウスを除くということになっております。

それから、橋梁、高架道路類、延長が20メートル以上のもの。こういったものにも届け出が対象となるということです。

それから、太陽光発電パネル等ということで、パネル面の面積が100平方メートル以上のもの、ただし戸建ての住宅上部に設置するものを除くということでございます。波佐見町に、今、屋上にちょっと太陽光パネルを上げておりますけれども、これが、全ての面積が103平方メートルあります。ですから、こういったものについては届け出の対象になりますよということになります。

それから、開発行為と土地の開墾及びその他の土地の形状の変更ということで、一応、開発行為につきましては都市計画法に基づくものでございますけれども、都市計画区域内は3,000平米となっておりますが、波佐見町に開発指導要綱という1,000平米以上のものがございまして、この部分の整合性を図るということで面積が1,000平方メートル以上、都市計画区域外では3,000平方メートル以上の土地の区画形質の変更及びこれに伴う施設の整備に関する行為ということといたしております。長崎県の場合は、都市計画区域内は当然3,000平米なんですけれども、区域外につきましては1万平米が対象となるということになっております。

土石の採取、木竹の伐採、面積が3,000平方メートル以上のもの、こういったものについても届けの対象となります。

次に、屋外における土砂、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積ということで、堆積物を扱う土地面積の合計が堆積規模1,000平方メートル以上、または堆積の高さ5メートル以上のもの、堆積期間が90日を超えて継続するものというような格好になっております。ですから、例えば山道をこの基準外で、例えば90日を超えてする場合についても、例えば見えなように工夫をすとか、届けをした後にそういった対応をしていただくというふうな格好になります。

それから、特定照明でございますけれども、届け出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物件の外観に直接行う特定照明の新設、増設、開設、もしくは移設、または色彩等の照明方法の変更、こういったものにつきましても届け出の対象になるということで、景観を損なうようなものの大規模なものについては届け出の対象ということになっております。

その他としまして、これ以外に、そういった事項が発生した場合のことを書いております。

審議会の意見を聞いた上で景観形成に支障を及ぼすおそれがあると町長が認める行為ということですから、そういったときには審議会の意見を聞いて、それについて届けをするかしな  
いか、そういったものを判断していただくというふうな格好になろうかと思えます。

以上になりますけれども、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願  
いいたします。

○議長（川田保則君）

しばらく休憩します。11時15分から再開します。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（川田保則君）

百武議員。

○1番（百武辰美君）

条例の4ページをお願いいたします。

この4章の中に、景観重要建造物と重要樹木というのがありますが、これは町長が重要な  
建造物を指定できる、また樹木を指定できるという意味でございましょうが、現在、既に、  
例えば講堂あたりの国指定の有形登録文化財なんかってありますよね。その指定との兼ね合  
いがどうなるかということ、重複してされるのかとかということ、例えば、これに指定  
になったときに直接補助はないにしても、例えばいろいろな優遇策、例えば固定資産の減免  
だとか、そういうところは発生するかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

現在、長崎県のまちづくり資産登録に波佐見町から24件の指定がされております。それを  
含めて今回の文化財あるいはそういったとの重複は構わんと思うんですけれども、できるだ  
け、例えばまちづくり資産の中に登録を先にやって、例えば県の補助がございまして、そ  
ういったものも活用しながら、例えば家を指定するとなれば、その部分を、例えばちょっと

改築を、屋根をかえたり、そういったものも対象になるということですから、まずもってこれをする前に県なり上位の部分の先にやって、それからがいいんじゃないかなというふうに思っております。ですから、樹木につきましても県の部分に登録は可能でございますので、その分も含めてと思っております。

それ以外で、例えば今回この部分ですとなれば、そういったものについての、やっぱり予算的な少しの手当てぐらいは必要かなとは考えております。

○議長（川田保則君）

税務課長。

○税務課長（岳邊忠彦君）

ただいまの質問の中で、税に対しての軽減があるかということでお尋ねがあったかと思えます。

今、指定を受けております赤井倉とか今里酒造さん関係で2分の1の固定資産の減免という形であります。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 波佐見町景観条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第12～14 議案第58号～議案第60号



○議長（川田保則君）

日程第12. 議案第58号 波佐見町情報公開条例の一部を改正する条例から日程第14. 議案第60号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、関連がございますので、議案第58号から第60号まで一括して説明をいたします。

まず、議案第58号 波佐見町情報公開条例の一部を改正する条例。波佐見町情報公開条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由といたしまして、情報開示に係る費用負担の性質を手数料から諸収入に変更するため、所要の改正をするものでございます。

別紙をごらんください。

波佐見町情報公開条例の一部を改正する条例。波佐見町情報公開条例の一部を次のように改正する。

第11条第3項中、波佐見町使用料及び手数料条例を規則に改めるものでございます。

附則、この条例は平成27年10月5日から施行する。

今回の改正につきましては、情報開示に係る手数料そのものは無料となっておりますが、交付文書の写しの交付については、その作成に要する費用負担の性質が役務の対価ではなく手数料になじまないものであるがために、複写を作成する費用の負担については諸収入とすべきとして必要な規定を改正するものでございます。したがって、この後に出てきます議案第60号 波佐見町使用料及び手数料条例の該当項目を削除し、必要な規定を規則に委任するものでございます。

以上が情報公開条例の一部改正でございます。

次に、議案第59号 波佐見町個人情報保護条例の一部を改正する条例。波佐見町個人情報保護条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由は、情報開示に係る費用負担の性質を手数料から諸収入に変更するため所要の改正をするものでございます。

これも、先に出ました条例改正の理由と同じでございます。

別紙をごらんください。

波佐見町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。第20条第2項中、波佐見町使用料及び手数料条例を規則に改めるものでございます。

附則、この条例は平成27年10月5日から施行する。

内容は全く、先の情報公開条例の一部改正の内容と同じでございます。

続いて、議案第60号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。波佐見町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が交付されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

次ページをお願いします。

波佐見町使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。別表第9中、上段、第26番から28番の項目を下段の26番から28番に改めるものでございます。

改正の内容につきましては、まず上段の26番、波佐見町情報公開条例第11条第3項の規定に基づく公文書の写しの交付手数料1枚30円と、27番、波佐見町個人情報保護条例第20条、第2項の規定に基づく交付文書の写しの交付手数料1枚30円、この2項目を削除いたします。

下段にいきまして、上段では28番の鳥獣の使用登録等に係る手数料1件3,400円、これを26番に繰り上げまして、新たに27番の項目に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7号の規定に基づく通知カードの再交付手数料1枚500円と、28番の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第2号の規定に基づく個人番号カードの再交付手数料1枚800円、この2項目を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は平成27年10月5日から施行するものでございます。

この手数料条例の改正については、通知カードが10月5日から交付されます。それから番号カードが来年の28年1月から交付されますが、当初の交付については無料となっておりますが、再交付に関しましては有料ということで、この使用料・手数料条例に定めるものでございます。

以上、審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第58号 波佐見町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 波佐見町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 波佐見町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第61号

○議長（川田保則君）

日程第15. 議案第61号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議案第61号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由、水防法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正をするものです。

改正内容については、別紙の次にとじております新旧対照表について説明いたします。新旧対照表の1ページをお願いいたします。

まず、1ページ、左側の改正案ですけれども、(定義)第2条(1)ですが、現行では下水道と汚水と一緒に書いてありますけれども、改正案では下水道と汚水を分けてあります。

次に、改正案の(3)から(19)までは変更なしで省略いたします。次に、(20)番から(29)番までの10号が追加されております。

2ページ目をお願いします。

この追加項目については、主に浸水被害防止のため公共下水道の暗渠部分に水位観測装置等を設置することができるようにするものです。

それと、下水熱等の再生エネルギー熱の導入拡大を目指すために行うものです。

次のページをお願いします。3ページです。

右側の現行ですけれども、(占用)ですね、(1)から(3)の頭部分、「公共下水道の敷地または排水設備」という言葉を削除するものです。

次に、第2項です。改正案の下から3行目ですけれども、「町長は」で始まっておりますけれども、2項の最後のところ、「ことができる」という言葉が追加になっております。

次に、4ページをお願いいたします。

左側の改正案ですけれども、原状回復、第22条ですが、第1項の4行目、公共下水道の後に「の施設」を追加、また、第22条の第2項の2行目、「前項の」の後に「規定による」という言葉の追加をするものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(川田保則君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川田保則君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第61号 波佐見町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第70号

○議長（川田保則君）

日程第16. 議案第70号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは御説明申し上げます。

議案第70号 教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会委員に任命したいから地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条、第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は波佐見町宿郷72番地4、氏名が小柳吉喜。昭和27年1月18日生まれでございます。現在、委員であります松岡憲了氏が10月の末日をもって任期満了でありますので、新たに任命をいたすものでございます。氏は、性格は温厚で人格、識見ともにすぐれた方で、教育委員としては最適だろうというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2枚目に、資料として学歴、職歴、公職歴等を記しておりますので参考にいただきたいと思ひます。御同意についてよろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第70号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案に同意する方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

**○議長（川田保則君）**

挙手全員であります。したがって、議案第70号は同意することに決定しました。

**日程第17 議案第71号**

**○議長（川田保則君）**

日程第17. 議案第71号 財産の取得についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

**○企画財政課長（楠本和弘君）**

それでは、議案第71号 財産の取得について御説明を申し上げます。

別紙のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条、第1項、第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、歴史文化交流館（仮称）として活用するため、土地及び建物を取得しようとするものである。

次のページをお願いいたします。別紙になります。

1、財産の種類、土地及び建物。2、所在地、波佐見町湯無田郷下原1010番1ほか4筆。  
3、数量、土地5筆3,623.52平方メートル、建物3棟630.87平方メートル。4、取得の方法、  
売買。5、取得価格、3,350万円。6、財産取得の相手方、波佐見町湯無田郷1010番地1、  
橋本昭次、佐賀県西松浦郡有田町戸矢乙614番地1、橋本博子。

次のページをお願いいたします。

土地、建物、所有者の内訳でございます。橋本昭次、土地4筆2,944.37平方メートル、建物3棟630.87平方メートル。金額にしまして2,932万9,250円。橋本博子、土地1筆679.15平

方メートル。金額417万750円。合計しまして先ほど申し上げた数字となっております。

次のページは、土地・建物の表示として内訳を示しておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。

そして最後のほうにカラーのページで資料をつけておりますけれども、そこにあります赤枠で囲った部分の土地、そこにあります建物が今回取得する財産ということになっております。詳細については、そこにありますように内訳等を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思ひております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

今井議員。

**○7番（今井泰照君）**

財産取得後の歴史文化交流館建設に向けた、その後の計画あたりはどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

**○議長（川田保則君）**

教育次長。

**○教育次長（平野英延君）**

財産と直接関係ないかもしれませんが、議決いただきますと、その後につきましては、6月議会の中でもかなり論議をいただきましたけれども、検討委員会を設置して、この教育委員会で考えております展示スペース、収蔵スペース、事務所スペース、作業スペース、こういったものをどういうふうに配置をするか、活用するかということを検討委員会で詰めていただくようにいたしております。そういうことで、今後は、その検討委員会の専門的な御意見を聞きながら、有効に展示、それぞれの4スペースを検討していくということになろうかと思ひます。

**○議長（川田保則君）**

企画財政次長。

**○企画財政課長（楠本和弘君）**

ただいま教育委員会のほうから説明がありましたように、検討委員会の設置ということになっております。現在の基本構想の委託も教育委員会のほうからされておまして、あとは、

今後、実施設計、その後、整備工事ということになっておりまして、整備工事の完了を現時点での完了時点として29年度末を予定をしているということでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第71号 財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 諮問第1号

○議長（川田保則君）

日程第18. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

副町長。

○副町長（松下幸人君）

それでは説明をいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。

住所が波佐見町稗木場郷704番地、氏名が中嶋佳代子、昭和33年1月18日生まれでございます。

現在、委員である溝上恵子氏が27年の12月31日をもって任期満了になりますので、その後



任として推薦をするものでございます。

中嶋佳代子氏は、長年、小学校の教諭として勤められておりました、人格、識見ともにすぐれた方です。人権擁護委員として最適者であるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

2枚目、資料として、略歴、学歴、職歴を記しておりますので参考にいただきたいと思ひます。よろしく御審議お願ひしたいと思ひます。

**○議長（川田保則君）**

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補の推薦については、異議ないものとして推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（川田保則君）**

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は異議ないものとして通知することに決定しました。

#### **日程第19 報告第3号**

**○議長（川田保則君）**

日程第19. 報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。

企画財政課長。

**○企画財政課長（楠本和弘君）**

それでは、報告第3号 平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する健全化判断比率及び同法第22条第1項に規定する資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記載した書類並びに監査委員の意見を添えて下記のとおり報告するものでございます。

まず、健全化判断比率、法第3条関係でございます。左のほうから、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、それから将来負担比率の4項目でございます。

実質赤字比率につきましては一般会計の赤字の程度を指標化したものでありまして、赤字がないことから数字の記載はありません。

次に、連結実質赤字比率につきましても、これは一般会計、特別会計の全会計が対象となっておりますが、全ての会計において赤字は出ておりませんので数字は上がっておりません。

それから、実質公債費比率につきましては13.4%となっております。前年度が13.9%でありましたので、比較しますと0.5ポイント改善しているということになります。

この理由といたしましては、分子である一般会計の元利償還金につきましては大きな増加はありませんでしたが、公共下水道事業債の高度処理に係る元金償還が開始され、増加したわけですが、そのかわり東彼地区保健福祉組合のし尿処理施設の償還金が減少していることと、分母におきましては、経済対策等によりまして事業費、公債費、補正以外の標準財政規模が大きくなったため、指数の改善ということになっております。

なお、下に括弧書きで数値を示しておりますけれども、これらの基準を超えた場合には早期健全化団体に指定されるということでございます。

次に、将来負担比率につきましては23.8%となっております。前年度の34.0%と比較しますと10.2ポイントの改善となっております。

これは、一般会計への地方債残高は増加しましたが、町営工業団地及び公共下水道事業の起債残高が減少した上に退職金制度の見直しにより退職金見込み額が減少したこと等とあわせまして、経済対策等による事業費補正、公債費を除いた普通交付税が増となり、分母の標準財政規模が大きくなったことから指数改善となっております。

なお、下に括弧書きで数値を示しておりますが、これらの基準を超えた場合、早期健全化団体に指定されるということでございます。

次に、下の欄に資金不足比率の、法第22条関係でございますが、これは上水道事業会計等4つが対象となっております。これらの会計につきましては、資金不足はありませんでしたので、赤字とはなっておりませんので、数字は上がっていないということになります。

次に、次ページです。8月28日に監査員の方から出されました平成26年度健全化比率及び資金不足比率審査結果についてですが、これにつきましては2枚ほどめくっていただいて、A4の横になりますが、総括表1としまして健全化判断比率の状況でございます。

下の段の左のほうに標準財政規模としまして35億3,420万2,000円となっておりますけれども、これは普通交付税の額と標準税収入額を足してここに示しております。臨時財政対策債の発

行可能額2億1,662万7,000円を足したものが標準財政規模となっております。

右のほうに早期健全化基準とありますが、左から、15.0%、20.0%、25.0%、35.0%のそれぞれの基準を示しておりますけれども、これを一つでも上回りますと財政の健全化団体ということで健全化計画策定をはじめ、外部監査などが義務づけられ、国・県の指導が入ることになります。

その下の財政再生基準が示されておりますけれども、この中の一つでもオーバーすれば財政再生団体として指定をされ、国の指導のもとに置かれるということになってしまいます。

それと、上の段の実質公債費比率ですが、13.4%となっておりますが、これにつきましては、18%を超えますと、これまで起債に関して協議制であったものが許可制に変わるということになります。さらに、25%を超えると一般単独事業債の起債の許可が出されないことになり、さらに35%を超えると災害を除いて全ての起債の許可がされないということになってしまいます。

こういったことがありますので、そういった事態にならないように、今後とも経常的経費の削減に努めながら実質公債費比率の抑制対策としまして、地方債の繰上償還などを行って健全財政の維持、堅持も図っていきたいと考えております。

以下、次のページから、総括表の連結実質赤字比率等の状況、それから実質公債費比率の状況、さらに総括表④で将来負担率の状況を記載しておりますけれども、これについては省略させていただきたいと思っております。

以上で平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

以上です。

○議長（川田保則君）

以上1件は報告事項でありますので御了承願います。

#### 日程第20 閉会中の継続調査の申出について

○議長（川田保則君）

日程第20. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、本定例会までに受理しました陳情書1件につきましては、配付にとどめますので御了承願います。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成27年第3回波佐見町議会定例会を閉会します。

午前11時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員